

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月4日

【会社名】 株式会社サンリオ

【英訳名】 Sanrio Company, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻 朋邦

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎1丁目6番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って
おります。)

【電話番号】 03-3779-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 松本 成一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎1丁目11番1号

【電話番号】 03-3779-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 松本 成一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当社第65回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2)決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、辻 朋邦、中塚 亘、大塚 泰之、齋藤 陽史、笹本 裕、山中 雅恵および鴨田 視寿子を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、奥村 信一、大橋 一生および森川 紀代を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、猪山 雄央を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

(3)決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	1,848,567	1,680	649	(注)1	可決 (99.41%)
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件				(注)2	
辻 朋邦	1,812,041	31,782	7,073		可決 (97.45%)
中塚 亘	1,832,082	17,772	1,045		可決 (98.52%)
大塚 泰之	1,832,559	17,691	649		可決 (98.55%)
齋藤 陽史	1,832,304	17,946	649		可決 (98.54%)
笹本 裕	1,846,358	3,892	649		可決 (99.29%)
山中 雅恵	1,819,403	30,847	649		可決 (97.84%)
鴨田 視寿子	1,846,550	3,700	649		可決 (99.30%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)2	

奥村 信一	1,818,461	31,777	649		可決 (97.79%)
大橋 一生	1,504,247	345,990	649		可決 (80.89%)
森川 紀代	1,845,810	4,432	649		可決 (99.26%)
第4号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件				(注) 2	
猪山 雄央	1,461,529	388,719	649		可決 (78.60%)
第5号議案 取締役(監査等委員であ る取締役を除く。)の報 酬額設定の件	1,847,084	2,724	1,087	(注) 3	可決 (99.33%)
第6号議案 監査等委員である取締 役の報酬額設定の件	1,847,030	2,781	1,087	(注) 3	可決 (99.33%)
第7号議案 取締役(監査等委員であ る取締役、社外取締役を 除く。)に対する譲渡制 限付株式付与のための報 酬決定の件	1,828,781	21,432	685	(注) 3	可決 (98.35%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。